

◇所得税・住民税の申告相談◇

日 時	会 場	備 考
2/18(月)～3/17(月) 9時～11時30分 13時～16時 ※(土)・(日)を除く	中央公民館 1階講堂	次の方は、東金税務署で申告をしてください ・青色申告をされる方 ・譲渡所得の申告をされる方(土地、建物、ゴルフ会員権や株式などを売った場合)
	農村環境改善センター いずみの里 農事相談室	・雑損控除を受けられる方(台風や火事などで住宅や家財が倒壊した場合など) ・贈与税や消費税の申告

◎国税庁のホームページで確定申告書等の作成ができます URL <http://www.nta.go.jp>

◇東金税務署による確定申告書作成相談会◇

日 時	会 場	対 象
2/6(水) 10時～12時30分 13時30分～16時	保健文化センター 3階ホール	年金受給者や給与所得者で、 還付申告書を提出される方

※当日は、作成された確定申告書の收受も行います

【東金税務署からのお願い】

東金税務署では、すでに給与所得者や年金受給者の方々の還付申告を行っています。混雑を避けるためにも、お早めに申告をお願いします。

なお、確定申告期間中の12時～13時、休日(土・日曜日)の業務は行っていません。また、当署の駐車場は利用できませんので、ご注意ください。

◇税理士会による無料申告相談◇

日 時	会 場	対 象
2/8(金)・21(木) 9時30分～12時 13時～16時	中央公民館 2階視聴覚室	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告 (譲渡所得のある者を除く)

▶持ち物＝平成19年の確定申告書等、筆記用具、計算機、印鑑など
※相談は午前中が混み合いますので、なるべく午後の時間をご利用ください

○にせ税理士にご注意を

納税者から依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成、税務相談は、税理士に限られています。税理士以外の個人や法人が税理士業務を行うと、法令違反として処罰されます。にせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因になったりする恐れもありますので、ご注意ください。

◎確定申告に関する問い合わせ
東金税務署
☎(52) 3 1 2 1

◎住民税申告に関する問い合わせ
税務課住民税班
☎(70) 0 3 2 1

介護保険制度による 障害者控除認定について

障害者手帳をお持ちでない方でも、手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

▶対象＝原則として、介護保険の認定を受けた65歳以上の方で、町長発行の障害者控除対象者認定(書)を受けた方

なお、該当するかどうかの確認・認定の申請等は、個人情報保護のため、窓口での対応とさせていただきます。

詳しくは、お問い合わせください。

【申・問】健康介護課介護保険班 ☎(70) 0 3 3 5

年金受給者の申告は

◇社会保険料控除

確定申告の際、平成19年1月～12月までに納めた本人や家族の国民年金保険料の全額が、社会保険料控除として所得税や住民税の課税対象の所得から差し引くことができます。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、社会保険庁から発行された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。

◇申告が必要な方

老齢基礎年金等の受給者は、所得税や住民税課税の対象となりますので、申告が必要です。ただし、老齢福祉年金や、「老齢」と名のつかない年金(障害年金や遺族年金など)は、申告の必要がありません。

【問】千葉社会保険事務所 ☎0 4 3 (242) 6 3 2 7
控除証明書専用ダイヤル ☎0 5 7 0 (00) 9 9 1 1
住民課国保年金班 ☎(70) 0 3 3 4

所得税から住宅借入金等 特別控除額を 引ききれなかった方は

平成19年に実施された税源移譲で、所得税額が減少することに伴い、控除できる住宅ローン額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

必要ありません。対象は、税源移譲により所得税が減少した結果、控除可能額が所得税額より大きくなることにより、控除できる金額に残りの出る方です。ただし、平成11年～18年までに入居され控除を受けている方に限りです。なお、勤務先の年末調整で控除を受けている給与所得者については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の控除の対象となります。

提出方法
●確定申告をしない方
「住宅借入金等特別控除額」を有して確定申告書を提出しない納税者用」を作成し、源泉徴収票を添付して、町税務課または申告相談会場で提出

●確定申告をする方
「住宅借入金等特別控除申告書(給与収入の控除申告書)」を作成し、源泉徴収票を添付して、町税務課または申告相談会場で提出

★農業や自営業、不動産所得などのある方で、確定申告の必要のない方
★給与以外の所得が20万円以下の方
★給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていない方

★公的年金などを受給し申告書の発送については、前回の申告状況等を基に行っていますが、場合により送付されないことがあります。
★平成19年中に所得のある方や転入された方で所得のある方は、申告書受領の有無にかかわらず、自主的に申告手続きをしてください。用紙は、東金税務署・町税務課にあります。

確定申告が必要なくても 住民税の申告が必要な方

★所得がない等の理由で、住民税の申告をしない場合は、国民健康保険税の軽減が受けられないなどの交付ができませんので、ご注意ください。